

★注意事項

- ご登録いただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は補償の対象とならないことがあります。
- 事故が発生した場合は、遅延なくお客様ポータル内の「事故連絡」からご報告ください。

法人・個人事業主（用途：農業）プランの補償概要 ※示談交渉サービスなし

補償対象者	■ DJI対象製品の購入者かつ農業に利用される方（貸出先の操縦者を含む）
補償の概要	<p>■ 対人賠償 支払限度額 1億円（1名・1事故・1請求・1期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） 補償対象者が他人の身体・生命を害したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>■ 対物賠償 支払限度額 5千万円（1事故・1請求・期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） 補償対象者が他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>■ 管理下財物補償 支払限度額 5千万（1事故・1請求・期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） ドローンを使用した業務の遂行に起因して管理下財物*1を損壊し、補償対象者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>*1管理下財物：補償対象者によるドローンを使用した業務の遂行のために①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分） ③他人から借りている財物</p>
お支払いする賠償金・費用	<p>①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、補償対象者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。 ※免責金額を差し引いてお支払いいたします。ただし支払限度額がお支払いの上限となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、補償対象者が保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、補償対象者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生し、補償対象者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送など緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 保険会社が補償対象者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、補償対象者保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>■ 注意点 ※②～⑤の費用に関しては、原則としてその全額がお支払対象となります。（支払限度額は適用されません） ただし、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合は上記②の争訟費</p>

	用については、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減してお支払いします。
補償期間	登録手続完了日の翌日午前0時から1年間
補償対象外となる場合	<p>■ 対象外となる主な場合 直接・間接を問わず、次の事由によって生じた損害は補償対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補償対象者の故意 ② 他人との特別な約定に加重された賠償責任 ③ 補償対象者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任 ④ 補償対象者の使用人が、補償対象者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含む）に起因する賠償責任 ⑤ 汚染物質（人体・生物に有害な物質等）の排出・流出・いつ出・漏出 ⑥ 石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ⑧ 戦争（宣戦の有無を問わない）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 等 <p>■ 原子力危険 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含む）を補償対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 核燃料物質（使用済燃料を含む） ② 核原料物質 ③ 放射性元素 ④ 放射性同位元素 ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含む） <p>■ 専門職業危険 次の行為に起因する損害を補償対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除く） ② 美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除く） ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給 ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 <p>■ 汚染危険 直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出もしくは放出（以下「排出等」という）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害を補償対象外とします。</p> <p>■ 石綿損害等 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害を補</p>

償対象外とします。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

■サイバー攻撃危険

直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害または損失は補償対象外とします。

■LPガス販売業務

補償対象者が行うLPガス販売業務の遂行（その業務のための施設の所有、使用または管理を含む）またはその結果に起因する損害は補償対象外とします。

■この補償制度と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおりお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。

■請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

その他注意事項

本内容は概要を説明したものであり、実際の保険金のお支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。

法人・個人事業主（農業用以外）プランの補償概要 ※示談交渉サービスなし

補償対象者	■ DJI対象製品の購入者かつ表現活動、事業活動などに利用される方
補償の概要	<p>■ 対人賠償 支払限度額 1億円（1名・1事故・1請求・1期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） 補償対象者が他人の身体・生命を害したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>■ 対物賠償 支払限度額 5千万円（1事故・1請求・期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） 補償対象者が他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>■ 管理下財物補償 支払限度額 5千万（1事故・1請求・期間中） 免責金額 5万円（1事故・1請求） ドローンを使用した業務の遂行に起因して管理下財物*1を損壊し、補償対象者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>*1管理下財物：補償対象者によるドローンを使用した業務の遂行のために①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分）③他人から借りている財物</p>
お支払いする賠償金・費用	<p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、補償対象者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。 ※免責金額を差し引いてお支払いいたします。ただし支払限度額がお支払いの上限となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、補償対象者が保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、補償対象者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故が発生し、補償対象者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送など緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 保険会社が補償対象者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、補償対象者保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>■ 注意点 ※②～⑤の費用に関しては、原則としてその全額がお支払対象となります。（支払限度額は適用されません） ただし、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合は上記②の争訟費用については、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減してお支払いします。</p>
補償期間	登録手続完了日の翌日午前0時から1年間

補償対象外となる主な場合

■対象外となる主な場合

直接・間接を問わず、次の事由によって生じた損害は補償対象外となります。

- ① 補償対象者の故意
- ② 他人との特別な約定に加重された賠償責任
- ③ 補償対象者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
- ④ 補償対象者の使用人が、補償対象者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含む）に起因する賠償責任
- ⑤ 汚染物質（人体・生物に有害な物質等）の排出・流出・いっ出・漏出
- ⑥ 石綿またはその代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑧ 戦争（宣戦の有無を問わない）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 等

■原子力危険

直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含む）を補償対象外とします。

- ① 核燃料物質（使用済燃料を含む）
- ② 核原料物質
- ③ 放射性元素
- ④ 放射性同位元素
- ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含む）

■専門職業危険

次の行為に起因する損害を補償対象外とします。

- ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除く）
- ② 美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除く）
- ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

■汚染危険

直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出（以下「排出等」という）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害を補償対象外とします。

■石綿損害等

直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害を補償対象外とします。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

■ **サイバー攻撃危険**

直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害または損失は補償対象外とします。

■ **LPガス販売業務**

補償対象者が行うLPガス販売業務の遂行（その業務のための施設の所有、使用または管理を含む）またはその結果に起因する損害は補償対象外とします。

その他注意事項

■ この補償制度と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおりお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。

■ 請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

本内容は概要を説明したものであり、実際の保険金のお支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。

個人（用途：プライベート）プランの補償概要

※示談交渉サービスあり（補償対象者となる方に損害賠償責任がない場合等は対象外）

補償対象者

■ DJI対象製品の購入者かつ法人・個人事業主に該当しない方

補償内容

■ 交通事故傷害危険補償 補償限度額10万円（1名あたり）

以下に記載するいずれかの事故によって、補償対象者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に後遺障害が生じた場合に補償します。

① 補償対象者が運行中の交通乗用具*1に搭乗していない間の運行中の交通乗用具との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故

② 補償対象者*2が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している間または被保険者が乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる間の事故

③補償対象者が道路通行中の次のいずれかの事故

ア. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突または接触等

イ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災または爆発等

④ 交通乗用具の火災

*1 交通乗用具：次のいずれかに該当するものをいいます。（交通乗用具に積載されているものを含む。）

- ・自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付きリフト
- ・自動車、スノーモービル、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車
- ・飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン
- ・ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート
- ・エレベーター、エスカレーター、動く歩道

注）以下のものは交通乗用具に含まれません。

ジェットコースター等の遊戯施設、ハンングライダー、気球、パラシュート、セーリングボード、サーフボード、幼児用ボ

■ 国内・個人賠償責任補償 支払限度額1億円（1名あたり）

（1）日本国内において生じた下表のいずれかの事故に起因する他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能により、補償対象者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②補償対象者の日常生活に起因する偶然な事故

（2）本補償における補償対象者が管理する財物で、日本国内において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、補償対象者が受託品※1について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※1：以下の物は除きます。

車両、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物、預貯金証書、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの、クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物、業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物、動物、植物等の生物、法令により所有または所持が禁止されている物、鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券または旅行券、通貨または小切手、貴金属、宝石、書画、

	骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物、不動産、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産、受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品
補償期間	登録手続完了日の翌日午前0時から1年間
補償対象外となる主な場合	<p>■ 交通事故傷害危険補償</p> <p>①故意または重大な過失によって生じた事故</p> <p>②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</p> <p>③無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>⑤妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（補償対象となるケガを治療する場合を除きます）によるケガ</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>⑦戦争、内乱、暴動などによるケガ</p> <p>⑧核燃料物質の有害な特性などによるケガ</p> <p>⑨交通乗用具による競技、試運転等を行っている間のケガ</p> <p>⑩職務または実習のために船舶に乗っている間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を補償対象者が操縦または職務として乗っている間のケガ</p> <p>⑪グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ</p> <p>⑫職務として荷物等の積み込み作業、荷卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ</p> <p>⑬職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ</p> <p>⑭他覚症状のないむちうち症および腰痛 など</p> <p>■ 国内・個人賠償責任補償</p> <p>①故意によって生じた事故</p> <p>②他人のものを使用・管理している間に発生した事故</p> <p>③職務遂行中に起因する事故</p> <p>④航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する事故</p> <p>⑤地震・噴火・洪水・津波等の自然変象に起因する事故</p> <p>⑥戦争、内乱、暴動などによる事故</p> <p>⑦核燃料物質の有害な特性などによる事故</p> <p>⑧同居の親族に対する事故</p> <p>⑨心神喪失中（泥酔中など）の事故</p> <p>⑩受託品に関する事故 など</p>
その他注意事項 (国内・個人賠償責任補償)	<p>■この補償制度と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおりお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合 他の保険契約等とは関係なく、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。 ●他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合 損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この補償制度のご登録内容に基づいてお支払いします。 <p>■請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。</p>

本内容は概要を説明したものであり、実際の保険金のお支払い可否など詳細は、別途普通保険約款、特約条項に基づきます。